

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 十 月 三 十 一 日

目 次

監査委員告示

○ 随時監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項及び第五項の規定により執行した随時監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年十月三十一日

岐阜県監査委員	小 川 恒 雄
岐阜県監査委員	森 正 弘
岐阜県監査委員	鷗 飼 誠
岐阜県監査委員	石 井 直 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛

平成24年度 随時監査の結果に関する報告

1 監査の背景

。本年7月に、道路占用に関する事務について、下記のとおり道路占用料の誤徴収及び更新許可事務の不適正処理があったとして県土整備部道路維持課が記者公表を行った。

[道路占用料の誤徴収]

- ・ 誤った占用区分を適用していたため占用料を過大に徴収していた。
- ・ 「町村」区分の単価を適用すべきところ、誤って「市」区分の単価を適用していたため占用料を過大に徴収していた。

[道路占用更新許可事務の不適正処理]

・許可書を申請者に送付していなかった。 ・申請があった案件について、更新許可手続きを行っていないかった。 ・申請がない案件について、更新処理を行った。 ○その際、再発防止策として、占用許可時に「道路占用（新規・更新）許可チェックリスト」により、複数の職員にて確認を行うことを徹底するとした。		次のとおり、指摘、指導又は本課検討の事項があった。	
2	監査の概要	指導事項	道路占用許可事務の不適正事案に対する再発防止策において、チェックリストに基づく複数職員による確認を徹底するとしていたが、複数職員により確認した旨の記録がないなど、再発防止策が徹底されていないかつたので、今後は適正に処理するとともに、内部統制が働くよう体制も含めて整理されたい。
			砂防設備占用料の収入事務において、許可日の翌日から20日以内に設定すべき納期限が31日後に設定されていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
3	監査実施機関 ○大垣土木事務所及び揖斐土木事務所	指摘事項	道路占用許可事務の不適正事案に対する再発防止策において、担当者によるチェックは行われていたが、確認欄にはチェックがされていないかつたので、今後は適正に処理するとともに、内部統制が働くよう体制も含めて整理されたい。
			河川占用料の収入事務において、占用数量の算定を誤ったことにより、1件90円を過少に測定しているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
4	監査対象年度 ○原則として平成24年度（必要に応じて過年度も対象とした。）	指導事項	砂防設備占用料に係る許可事務において、工作物を新築する行為に係る占用期間を5年以上とすべきところ、許可日から10年後の3月末までとしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
5	監査対象項目 (1) 道路、河川及び砂防施設の占用許可事務 (2) 道路、河川及び砂防施設の占用料徴収事務	指導事項	
6	監査実施年月日 (1) 予備監査（事務局職員による監査）平成24年9月11日（火） 監査実施機関に事前に通知しない抜き打ち的な手法を用いて実施した。 (2) 本監査（監査委員による監査）平成24年10月26日（金） 県土整備部の建設政策課、道路維持課、河川課及び砂防課の立会のもと実施した。	区分	
7	監査の結果	監査の結果	

		・道路占用許可事務通知（H21.2.9道経第504号） 占用許可申請書を受理してから回議するまでに、申請内容、占用料の額及びシステム入力などを同課が作成した道路占用許可チェックリスト（担当者及び確認者のチェック欄あり）により、複数の職員によるダブルチェックを行ったうえで、このチェックリストを回議文書に添付すること。 ・河川占用許可事務通知（H19.10.2河第518号） 占用許可事務の決裁及び占用許可管理システムへのデータ処理後に、許可書、許可台帳及び納入通知書を出し、再度許可等案件と確認する際に、同課が作成したチェックシート（職員単独のチェック欄あり）により課長等複数名で確認を行うこと。 ・砂防設備占用事務通知（H21.3.13砂第655号） 砂防設備占用の許可にあたって、砂防指定地台帳、国有財産譲与申請書に添付された国有財産特定図面、砂防設備台帳及び現地調査により砂防設備の敷地を確認する際に複数の職員により行うこと（チェック票なし）。 これらの占用許可事務は、いずれも土木事務所の施設管理係で担当していることから、不適正案の再発防止のためには、できる限り事務処理の共通化・標準化を図る必要がある。 関係各課においては、この共通化・標準化にあたっては、道路占用許可における事務処理を基本として、十分な連携・調整のもと、責任の所在の明確化、決裁前の複数職員によるチェックの徹底及びそのために必要なチェックリストによる確認内容の整備を行うなど、より実効的な仕組みを築き、土木事務所に對する占用許可事務の点検・指導を行うなど、内部統制機能を強化されたい。
--	--	---

【備考】監査結果の区分（監査基本要綱第1章第8）は、次のとおり

- (1) 指摘事項
- 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものの
- (2) 指導事項
- 是正又は改善を求める事項
- (3) 本課検討事項
- 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項

平成二十四年十月三十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社